

介護予防支援等業務における個人情報の使用について

私及び家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

指定管理者が介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス計画等の作成等及び当該計画等に基づく介護予防サービス等が円滑に提供されるよう実施するサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者への守秘義務を徹底するとともに適切に管理し、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 指定管理者は、個人情報を使用した会議、相手、内容等について記録します。テレビ電話装置等を利用したモニタリング、会議等についても同等に記録します。

3 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、指定管理者が使用する帳票（アセスメント表）に基づく介護予防支援等を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- (2) 要介護認定等に関する情報（認定調査表の基本調査項目及び特記事項、主治医意見書、介護認定審査会の判定結果の意見、基本チェックリストの結果等）
- (3) その他、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報

4 使用する期間

介護予防支援等契約に基づく契約期間とします。

____年 ____月 ____日

港区立地域包括支援センター白金の森 管理者宛

利用者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

署名代行人又は法定代理人（選任した場合のみ記載）

住所 _____

氏名 _____ ㊞

利用者家族代表者

住所 _____

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 契約書

利用者と港区（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」といいます。）について、次のとおり契約します。

なお、利用者が指定居宅介護支援事業者の実施する指定介護予防支援に係る契約を行った場合は、本契約書は介護予防ケアマネジメントに係る契約とします。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者に対し介護保険法令及び本書の趣旨にしたがって、介護予防サービス計画等（以下「ケアプラン」といいます。）の作成を支援し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（指定管理者）

第2条 介護予防支援等については、地方自治法に基づいて事業者から指定管理者の指定を受けた法人（以下「指定管理者」といいます。）が実施します。

（契約期間）

第3条 この契約の契約期間は、契約を締結した日から利用者の要支援認定の有効期間満了日又はサービス・活動事業の利用を必要としなくなった日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から指定管理者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（担当職員）

第4条 指定管理者は、介護予防支援等の提供に当たる介護予防支援に関する知識を有する職員を利用者へのサービスの担当者（以下「担当職員」といいます。）として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者 にその氏名を文書で通知します。

（ケアプラン作成の支援）

第5条 指定管理者は、次の各号に定める事項を担当職員に担当させ、ケアプランの作成を支援します。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 解決すべき課題の把握に当たっては、各地域の利用者が現に抱えている問題点のうち次に掲げる事項を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮できるように、総合的に課題を把握します。
- (1) 運動及び移動
- (2) 家庭生活を含む日常生活
- (3) 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
- (4) 健康管理（口腔機能・栄養・認知状態の把握）
- 3 解決すべき課題に基づき、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容及びその期間等を記載した、ケアプランを作成します。
- 4 サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、ケアプランの内容について、担当者から専門的な見地に基づく意見を求めるものとします。
- 5 ケアプランに位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に対して説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- 6 その他、ケアプラン作成に関する必要な支援を行います。

（給付管理）

第6条 指定管理者は、ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第7条 指定管理者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請並びに要介護申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 指定管理者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

（サービスの提供の記録）

第8条 指定管理者は、介護予防支援等の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

2 利用者は、指定管理者の開設時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧ないし複写物の交付を受けることができます。ただし、事業者は正当な理由がある場合には、理由を明示し、サービス実施記録の閲覧ないし複写の全部ないし一部を拒否することができます。

（料金）

第9条 介護予防支援等（ケアプラン作成）に係る給付費は、事業者が指定管理へ直接支払うこととします。料金規定は【重要事項説明書 6 利用料金】のとおりです。

（居宅介護支援事業所への委託）

第10条 指定管理者は、介護保険法の規定により第5条から第7条までの業務を、指定居宅介護支援事業所に委託することができることとします。この場合には、介護予防支援業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業所に委託するものとします。

2 前項により業務の一部を委託する場合には、委託した指定居宅介護支援事業所の名称及び担当の介護支援専門員の氏名を、利用者に文書で通知します。なお、別紙に規定する個人情報の取扱いについては、委託先の居宅介護支援事業所は指定管理者と同様の義務を負うものとします。

（契約の終了）

第11条 利用者は、指定管理者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 指定管理者は、利用者又はその家族が指定管理者や担当者に対して、この契約を継続し難いほど信頼を損なう行為を行いその状況の改善が見込めないなど、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することがあります。

3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

ア 利用者の要介護認定区分が、要介護1から要介護5のいずれかに認定された場合

イ 利用者が死亡若しくは港区の被保険者の資格を喪失した場合

（秘密保持）

第12条 指定管理者、担当職員及びそのほかの職員は、介護予防支援等を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を適切に管理し、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 指定管理者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いることはありません。

（賠償責任）

第13条 指定管理者は、利用者に対する指定居宅介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 指定管理者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

（身分証携行義務）

第14条 担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

（相談・苦情対応）

第15条 事業者及び指定管理者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援又はケアプランに位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。相談・苦情対応の窓口は、【重要事項説明書 13 サービス内容に関する相談・苦情】のとおりです。

事業者から指定を受けた指定管理者 法 人 名 社会福祉法人 奉優会
住 所 世田谷区駒沢一丁目4番15号
代表者名 理事長 香取 寛

地域包括支援センター 港区立地域包括支援センター白金の森

担当者名 _____

事業者 事業者名 港 区 （1300300207）
住 所 港区芝公園一丁目5番25号
代表者名 港区長 清家 愛

上記の内容の説明を受け、了承しました。

_____年 _____月 _____日

利用者 _____ 印

代理人 _____ 印 _____（続柄 _____）